



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年9月17日

[照会先]

熊本労働局雇用環境・均等室

室 長 桑原 光照

室 長 補 佐 吉田 総一

雇用環境改善・均等推進指導官 藪 正太

(電話番号) 096-352-3865

女性活躍推進の取組が優秀な企業を認定(えるぼし認定)しました

～ 今年度 熊本県内第3号 小売業で県内初 株式会社天水総合カンパニー ～

熊本労働局(局長 木下 正人)は、平成28年4月1日から施行されている「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」に基づき、株式会社 天水総合カンパニー(本社:玉名市)を「えるぼし認定企業」として、今年度の熊本県内第3号、小売業としては県内初として認定いたしました。県内におけるえるぼし認定企業は7社目であり、株式会社 天水総合カンパニーの認定の段階は「3段階目」(別添1参照)で、5つの評価項目の全ての項目を満たしての認定となります。また、当該企業の女性の活躍推進の状況は、別添2のとおりです。

つきましては、下記のとおり認定通知書交付式を行うこととしております。

記

女性活躍推進法に基づく「認定通知書」交付式

- 1 日 時 令和3年10月18日(月)14時00分～
- 2 会 場 熊本労働局 小会議室
(熊本市西区春日2丁目10-1 熊本市地方合同庁舎A棟9階)
- 3 内 容 局長あいさつ
認定通知書の交付等
※当日、取材でお越しの際は、事前に当局までご一報いただきますと幸いです

※女性活躍推進法に基づく【えるぼし認定】とは

女性の活躍推進のための行動計画を策定し、労働局長に届出を行った企業のうち自社の女性の活躍推進に関する取組実施状況等が優良で、認定基準(別添1)を満たした場合に労働局長に申請し、「女性の活躍推進企業」として厚生労働大臣認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、右に示す認定マーク(えるぼしマーク)を商品、広告などに付け、女性の活躍推進企業であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上につながることを期待できます。

【別添】

- 1 えるぼし認定の要件
- 2 株式会社天水総合カンパニーの女性活躍推進の状況
- 3 熊本労働局管内えるぼし認定企業一覧
- 4 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定状況(令和3年6月末現在)



えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

- **えるぼし認定**：一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。
- **プラチナえるぼし認定**：えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。＜令和2年6月～＞
- ➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」**を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。**

プラチナ えるぼし 	● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※） ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること（※） ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） ※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要
えるぼし （3段階目） 	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
えるぼし （2段階目） 	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし （1段階目） 	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

※ えるぼしの基準のうち下線部は、改正により新たに追加されたもの。

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	① 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。（直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。） 又は ② <u>直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。</u> (i) <u>正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること。</u> (ii) <u>正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること</u> （※）正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。	同左
2.継続就業	○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。 (i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること。 （※）期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 (ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。 （※）継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者（新規学卒者等に限る。）のうち継続して雇用されている者の割合 ○ <u>上記を算出することができない場合は、以下でも可。</u> ・ <u>直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。</u>	○ 左に掲げる基準のうち、 ・ (i)について、8割以上 ・ (ii)について、9割以上 であること。（その他の基準は同左）
3.労働時間等の働き方	○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。	同左

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
4.管理職比率	① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。 又は ② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。	○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。 ただし、1.5倍後の数字が、 ① 15%以下の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。 (※) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。 ② 40%以上の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が正社員に占める女性比率の8割以上であること。 (※) 正社員に占める女性比率の8割が40%以下の場合は、40%以上
5.多様なキャリアコース	○ 直近の3事業年度に、大企業については2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については1項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	同左

(注1)「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。

(注2) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない（雇用形態が異なる場合を除く。）。

<その他>

- 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと（プラチナえるぼしのみ）。
- えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から3年を経過していること（辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。）。
- 職業安定法施行令第1条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

株式会社天水総合カンパニー 様の女性活躍推進の状況

評価項目 1：採用に関する状況

○ 直近の事業年度の通常の労働者に占める女性労働者の割合 49.6%

評価項目 2：継続就業に関する状況

○ 直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数
女性 8.43年 男性 8.23年

評価項目 3：時間外労働及び休日労働に関する状況

○ 直近の事業年度における労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数
時間外労働と休日労働の合計が全ての雇用管理区分で各月全て45時間未満

評価項目 4：管理職に関する状況

○ 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合 12.5%

評価項目 5：多様なキャリアコースに関する状況

○ 直近3事業年度における女性の通常の労働者への転換等、中途採用及び再雇用の状況

ア 通常の労働者への転換、派遣労働者の雇い入れ	3人
イ キャリアアップに資するような雇用管理区分間の転換	1人
ウ 女性の通常の労働者としての再雇用（定年後の再雇用を除く）	1人
エ おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用	1人



熊本労働局管内えるぼし認定企業一覧

	企業名	段階	所在地	認定年月
1	医療法人 春水会	★★★★	山鹿市	平成29年2月
2	株式会社 SYSKEN	★★	熊本市	平成30年8月
3	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社	★★★★	菊池郡菊陽町	令和元年6月
4	エルアコンサルティング株式会社	★★	熊本市	令和2年7月
5	株式会社 きらり. コーポレーション	★★★★	熊本市	令和3年5月
6	医療法人社団仁誠会	★★★★	熊本市	令和3年6月
7	株式会社天水総合カンパニー	★★★★	玉名市	令和3年8月

「えるぼし」



女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」とは

女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。

えるぼし認定を受けた事業主のうち、目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等が一定の要件を満たした場合に「プラチナえるぼし認定」の認定を受けることができます。

女性活躍推進法に係る認定状況

令和3年6月30日現在
(単位:社)

	えるぼし 認定企業数	認定段階1		認定段階2		認定段階3		プラチナ えるぼし 認定企業数
		301人以上 企業数	300人以下 企業数	301人以上 企業数	300人以下 企業数	301人以上 企業数	300人以下 企業数	
1 北海道	15	0	0	3	0	7	5	0
2 青森県	9	0	0	1	2	3	3	0
3 岩手県	17	0	0	0	3	7	7	1
4 宮城県	11	0	0	5	1	3	2	0
5 秋田県	4	0	0	1	0	1	2	0
6 山形県	12	0	0	0	4	4	4	0
7 福島県	12	0	0	2	0	5	5	0
8 茨城県	10	0	0	0	0	8	2	0
9 栃木県	12	0	0	3	2	2	5	0
10 群馬県	17	0	0	4	0	6	7	0
11 埼玉県	32	0	0	3	1	17	11	0
12 千葉県	23	0	0	4	0	13	6	0
13 東京都	698	3	0	183	71	279	162	3
14 神奈川県	52	0	0	4	6	32	10	0
15 新潟県	11	0	0	2	0	7	2	0
16 富山県	15	0	0	0	1	7	7	0
17 石川県	9	0	0	1	0	4	4	1
18 福井県	10	0	0	0	1	6	3	1
19 山梨県	4	0	0	1	3	0	0	0
20 長野県	14	0	0	1	0	10	3	0
21 岐阜県	8	0	0	1	3	3	1	0
22 静岡県	30	0	0	6	2	12	10	3
23 愛知県	68	1	1	19	11	18	18	2
24 三重県	6	0	0	1	1	1	3	0
25 滋賀県	4	0	0	2	1	0	1	0
26 京都府	24	0	0	2	2	11	9	1
27 大阪府	72	1	0	17	6	40	8	0
28 兵庫県	25	0	0	7	1	12	5	0
29 奈良県	4	0	0	0	1	2	1	0
30 和歌山県	7	0	0	0	3	1	3	1
31 鳥取県	5	0	0	1	1	2	1	1
32 島根県	4	0	0	2	0	1	1	0
33 岡山県	10	0	0	5	0	4	1	0
34 広島県	15	1	0	4	2	7	1	0
35 山口県	13	0	0	4	6	2	1	0
36 徳島県	5	0	0	0	2	2	1	0
37 香川県	12	0	0	2	0	5	5	0
38 愛媛県	3	0	0	1	0	2	0	0
39 高知県	5	0	0	1	1	1	2	1
40 福岡県	34	0	0	8	2	15	9	0
41 佐賀県	5	0	0	0	0	5	0	0
42 長崎県	4	0	0	0	0	1	3	0
43 熊本県	6	0	0	1	1	3	1	0
44 大分県	3	0	0	2	1	0	0	0
45 宮崎県	4	0	0	0	1	1	2	0
46 鹿児島県	9	0	0	2	1	4	2	0
47 沖縄県	12	0	0	1	2	4	5	0
合計	1,384	6	1	307	146	580	344	15